

電気料金値上げのお願い（申請中）

日頃より東京電力の電気をお使いいただき、誠にありがとうございます。

弊社原子力発電所の事故から一年以上経過しておりますが、今なお、お客さま、地域の皆さま、そして広く社会の皆さまに、大変なご迷惑とご心配をおかけしております。改めて心よりお詫び申し上げます。

弊社は、「事故により被害にあわれた方々への賠償」、「福島第一原子力発電所の安定状態の維持と廃止措置に向けた取り組み」、「電気の安定供給の確保」などの重要課題に全社一丸となって取り組むとともに、徹底した経営合理化を進めております。

こうした状況の中、火力発電の燃料費等の大幅な増加により、この度やむを得ず、電気料金の値上げをお願いさせていただきたいと考えております。

弊社は、皆さまに多大なご迷惑とご負担をおかけしていることを常に自覚し、さらなる経営合理化を徹底してまいります。

今後も、電気の安定供給に全力で努めてまいりますので、誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

< 電気料金値上げの申請概要 >

電気料金の値上げに関わる電気供給約款の変更について、平成 24 年 5 月 11 日、経済産業大臣に申請いたしました。

「平成 24 年 7 月 1 日からの平均 10.28% の値上げ」を申請しております。ただし、実際の値上げ実施日・料金は、今後、国の認可を受けて決定されます。

ご契約種別や電気のご使用状況等によって値上げ幅は異なります。

認可された実施日から、対象となる全てのお客さまに新しい料金が適用となります。

具体的な電気料金値上げの申請理由および申請内容をご説明します。

1. 電気料金値上げの申請理由

当社原子力発電所の事故により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを、改めて心よりお詫び申し上げます。

当社は、原子力事故の発生以降、原子力事故による被害者の方々への損害賠償、福島第一・第二原子力発電所の安定状態の維持と福島第一 1～4 号機の廃止措置に向けた取り組み、安定供給の確保などの重要課題に、全社一丸となっ

て取り組んでおります。その中で、電気の供給につきましては、福島第一・第二原子力発電所の停止に加えて、当社が電力購入している他社発電所の被災、柏崎刈羽原子力発電所の停止の長期化などに対して、火力発電の焼き増しや長期間停止していた火力発電所の運転再開、また、ガスタービンなど新たな電源の緊急設置などに全力で取り組み、供給力の確保に努めてまいりました。その結果、火力発電への依存度の高まりにともなう大幅な燃料費の増加等が生じている状況です。

このような状況を踏まえ、当社は、徹底した経営合理化に取り組んでまいりましたが、これをさらに推し進めるべく、主務大臣の認定をいただいた「総合特別事業計画」に基づき、今後、中長期にわたり、さらなる徹底した経営合理化に取り組む、最大限、コストダウンに努めていくことといたしました。

しかしながら、徹底した経営合理化の取り組みをもってしても、燃料費等のコスト増分を賄いつつ、深刻な経営状況から脱却することは極めて困難な見通しとなっております。このため、現在の料金水準のままでは、今後も営業赤字が発生し続け、欠損が累積していくこととなります。平成 23 年度における事故収束のための支出や燃料費負担等にもなう純資産額の急速な減少により、当社の財務基盤は既に極めて脆弱な状態にあり、この上、自律的な資金調達が不可能なまま、欠損の累積により財務基盤のさらなる弱体化が進むと、電気の安定供給をはじめ事業運営に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

当社といたしましては、苦渋の決断ではありますが、こうした事態を避けるため、平成 24 年 7 月 1 日を実施期日として、徹底した経営合理化を前提とした上で、燃料費等のコスト増加を織り込んだ最低限の電気料金値上げを申請することとした次第です。

現下の厳しい経済情勢の中で、電気料金の値上げをお願いすることは、お客さまの生活や産業活動に多大なるご負担をおかけすることになります。当社は多くの方々にご迷惑をおかけすることを強く認識し、料金の値上げをお願いするにあたっては、徹底した情報の提供と分かりやすいご説明、少しでもご負担を軽減できるような料金メニューの提示、経営合理化の徹底を大原則として、お客さまのご理解をいただくよう努めてまいります。

2. 電気料金値上げの概要

今回の料金値上げの申請は、平成 24 年 3 月 15 日に取りまとめられた、経済産業省「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」(以下「有識者会議」)の報告書において指摘された事項を全面的に踏まえて行うことといたしました。

これにともない、原価算定期間につきましては、有識者会議において、「事業者の十分な経営効率化努力を織り込む観点から」、「3 年を原則とすることが適当」とされているため、今回の料金値上げの申請におきましては、原価算定期間を平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間といたしました。

(1) 改定単価および改定率

平成 24 年度から平成 26 年度の年平均の原価は、経営合理化の実施により 2,785 億円削減するものの、燃料費を中心とした大幅な増加が避けられないため、総額で 5 兆 7,231 億円となる見込みです。一方で、今回の原価算定期間に現行料金を継続した場合の収入は、5 兆 468 億円となる見込みであり、この結果、当社全体で、年平均 6,763 億円もの大幅な収入不足が見込まれることとなります。

このうち規制部門につきましては、年平均 2,535 億円の収入不足が見込まれることから、お客さまには誠にご迷惑をおかけいたしますが、現行料金に対して、規制部門平均で 2.40 円/kWh、10.28%の値上げをお願いせざるを得ない状況にあります。

平均値上げ率

低圧のお客さま 旧単価 23 円 34 銭 新単価 25 円 74 銭 値上げ率 10.28%

標準モデルにおける電気料金の値上げ額

・一般のご家庭 従量電灯 B (30 A・290kWh)

現行料金 (月額) 6,973 円

改定料金 (月額) 7,453 円

値上げ額 (月額) 480 円

値上げ額 (年額) 5,760 円

値上げ率 6.9%

・商店などのお客さま

従量電灯 C (12kVA・960kWh)

現行料金 (月額) 25,993 円

改定料金 (月額) 29,723 円

値上げ額（月額）3,730 円
値上げ額（年額）44,760 円
値上げ率 14.4%

低圧電力（8kW・470kWh）
現行料金（月額）14,235 円
改定料金（月額）15,642 円
値上げ額（月額）1,407 円
値上げ額（年額）16,884 円
値上げ率 9.9%

低圧高負荷（40kW・9,000kWh）
現行料金（月額）180,926 円
改定料金（月額）203,531 円
値上げ額（月額）22,605 円
値上げ額（年額）271,260 円
値上げ率 12.5%

(2)申請原価について

前提諸元

原価算定期間 平成 24 年度～平成 26 年度の 3 年間

燃料費

- ・為替レート 78.5 円/ドル
- ・原油価格 117.1 ドル/バーレル
- ・LNG 価格 860.5 ドル/トン
- ・石炭価格 145.9 ドル/トン

直近 3 ヶ月の貿易統計価格（平成 24 年 1 月～平成 24 年 3 月平均値）

原子力利用率 18.8%

柏崎刈羽原子力発電所については、今後、安全・安心を確保しつつ、地元のご理解をいただくことを大前提として、今回の申請における 3 年間の原価算定期間においては、平成 25 年 4 月から順次再稼働がなされるものと仮定しております。具体的には、柏崎刈羽 1、5、6、7 号機は平成 25 年度から順次、同 3、4 号機は平成 26 年度から順次再稼働がなされるものと仮定しております。（今回の原子力利用率の算定においては、廃止した福島第一 1～4 号機を除いております）

事業報酬率 3.0%

事業報酬率は、有識者会議の提言および当社の資金調達リスクを踏まえ、現行料金と同水準の3.0%と設定しております。

総原価

平成24年度から平成26年度の年平均の総原価内訳は以下のとおりです。

営業費等

人件費	金額	3,488億円	構成比	6.0%
燃料費	金額	24,704億円	構成比	42.9%
修繕費	金額	4,205億円	構成比	7.3%
減価償却費	金額	6,281億円	構成比	10.9%
事業報酬	金額	2,815億円	構成比	4.9%
購入電力料	金額	7,943億円	構成比	13.8%
公租公課	金額	3,048億円	構成比	5.3%
その他経費	金額	7,237億円	構成比	12.5%
営業費等小計	金額	59,721億円	構成比	103.6%
控除収益	金額	-2,097億円	構成比	-3.6%
総原価	金額	57,624億円	構成比	100.0%

総原価には、接続供給託送収益（393億円）を含みます。

有識者会議を踏まえた対応

今回の料金値上げの申請は、原価算定期間を3年間とするとともに、値上げ認可時に原価として認めることが適当ではない費用として整理された項目の金額を不算入とするなど、有識者会議の提言を全面的に踏まえた内容としております。

(3) 徹底した経営合理化への取り組み

当社は、「総合特別事業計画」に基づき、今後10年間で3兆3,650億円、平成24年度から平成26年度で年平均2,785億円(原価外項目を除く)の削減を行ってまいります。

・人件費 1,024億円

主な削減内容は、人員削減（210億円）、給与等の削減（642億円）、福利厚生削減（50億円）です。

・修繕費 312億円

主な削減内容は、工事・点検の中止・実施時期の見直し（113億円）、関係会社取引

における競争的発注方法の拡大（86億円）、外部取引先との取引構造・発注方法の見直し（70億円）です。

- ・燃料費、購入電力料 277億円

主な削減内容は、燃料価格（単価）の低減（81億円）、電力購入料金の削減（95億円）です。

- ・減価償却費 87億円

主な削減内容は、中長期にわたる投資計画の抜本的な見直し（50億円）です。

- ・その他 1,085億円

主な削減内容は、諸費（寄付金等）の削減（85億円）、厚生施設の削減・執務スペースの効率化（46億円）、普及開発関係費の削減（216億円）、テーマ研究の中止（204億円）です。

- ・コスト削減額の合計は2,785億円となります。

上記は、総合特別事業計画におけるコスト削減額について、施策別の分類から費用項目別に整理しなおしたものです。また、コスト削減額の合計2,785億円は、総合特別事業計画における平成24年度から平成26年度平均コスト削減額3,054億円から、年金制度見直しによる一時的な影響等、料金原価に含まれない削減額を除いた額です。

3. お客さまのご負担軽減につながる料金メニューの設定・拡充について

当社は、今回の電気料金値上げが多くのお客さまの生活や産業活動に多大なご負担、ご迷惑をおかけすることを強く認識し、徹底した経営合理化に取り組むとともに、さらにお客さまのご負担を少しでも軽減できるような仕組みを取り入れるべく、次のとおり、料金メニューの設定・拡充を図ることといたしました。

(1) 一般的なご家庭向け料金における取り組み

一般的なご家庭向け料金（従量電灯メニュー）については、現在、ご使用量の増加にともない料金単価が上昇する、いわゆる3段階料金制度を採用しております。今回の値上げにおきましては、ご家庭に必要な不可欠な電気のご使用量に応じた第1段階料金の値上げ幅を相対的に軽微に留めることで、照明や冷蔵庫など生活に必要な不可欠な電気のご使用への影響を軽減するとともに、節電の実施による料金負担の軽減効果を拡大いたしました。

ご使用量の少ないお客さまへの影響額の例として、従量電灯B・20A、ご使用量160kWh/月、口座振替割引ありのお客さまの場合、現在の料金3,649円（月額）が、値上げ後の料金3,830円（月額）となり、一月あたり181円（5.0%）の値上げとなります。

(2)新たなピーク抑制型料金（選択約款）の設定

ピーク時間（夏季の13時～16時）に割高な料金を設定し、ピーク時の節電インセンティブとさせていただくとともに、夜間時間の料金を安く設定し、電気のご使用をピーク時間から昼間時間・夜間時間に、または昼間時間から夜間時間に移行していただくことにより、電気料金の低減が可能となる新たな料金メニューとして、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯（以下「ピークシフトプラン」）を設定することといたしました。

ピークシフトプランの季節区分および時間帯区分

夏季（毎年7月1日から9月30日までの期間）

ピーク時間とは、毎日13時から16時までの時間をいいます。

昼間時間とは、毎日7時から13時までおよび16時から23時までの時間をいいます。

夜間時間とは、毎日23時から翌日の7時までの時間をいいます。

その他季（毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間）

昼間時間とは、毎日7時から23時までの時間をいいます。

夜間時間とは、毎日23時から翌日の7時までの時間をいいます。

なお、平成24年5月11日、経済産業大臣へピークシフトプランの届出（6月1日実施）を行っており、電気料金値上げの実施に先行して、6月1日からご加入いただけます。

(3)電灯動力併用のお客さま向けメニューの対象拡大

電灯・動力設備を併せて年間を通じて電気を効率的に使用されるお客さま向けに設定している低圧高負荷契約（選択約款）について、お客さまの選択肢の充実を図る観点から、加入対象を「契約電力30kW以上」から「契約電力15kW以上」へ拡大することといたしました。

中小企業のお客さまへの影響額の例として、非製造業（比較のご使用量が多い商店等）で電灯10kVA、動力8kW（合計18kW）の場合、現在614,505円（年額。ご契約メニューは従量電灯Cおよび低圧電力）のお客さまは、ご契約メニューを変更しない場合は14.7%の値上げになりますが、低圧高負荷契約へご変更いただいた場合は、675,601円（年額）となり、一年あたり61,096円（9.9%）の値上げになります。

製造業（比較的夜晚間のご使用量が多い食料品等）で電灯8kVA、動力13kW（合

計 21kW) の場合、現在 625,105 円 (年額。ご契約メニューは従量電灯 C および低圧電力) のお客さまは、ご契約メニューを変更しない場合は 13.2% の値上げになりますが、ピークシフトプランおよび低圧電力へご変更いただいた場合は、690,168 円 (年額) となり、一年あたり 65,063 円 (10.4%) の値上げになります。

ご加入メリットは、お客さまの電気のご使用形態によって異なります。

参考として「主な選択約款メニュー」をご紹介します。

- ・ 時間帯別電灯 [夜間 8 時間型] (おトクなナイト 8)
電気のご使用を夜間にシフトしていただくほど電気料金の低減が可能となる、時間帯別に料金単価を設定したメニューです。
- ・ 季節別時間帯別電灯 (電化上手)
エコキュートなどを使用され、キッチンも電気というお客さまにおすすめのメニューです。
- ・ ピーク抑制型季節別時間帯別電灯 (ピークシフトプラン)
電気のご使用を夏のピーク時に控えていただいたり、ほかの時間帯にシフトしていただくなどの工夫で電気料金の低減が可能となる、季節や時間帯別に料金単価を設定したメニューです。
- ・ 低圧高負荷契約
電灯・動力設備を年間を通じて効率よくご使用いただくほど電気料金の低減が可能となるメニューです。(電灯・動力設備の合計が、15kW 以上のご契約のお客さまにも選択いただけるようにいたします (現在は 30kW 以上))
- ・ 低圧蓄熱調整契約
蓄熱式冷暖房機器などの蓄熱式運転により、電気のご使用を夜間にシフトしていただける場合に、電気料金が割引になるメニューです。
- ・ 口座振替割引
電気料金を 1 回目の振替日に口座振替でお支払いいただくことにより、電気料金が割引になるメニューです。
- ・ 一括前払契約
半年分または 1 年分の定額制の電気料金を一括して前払いいただくことによ

り、電気料金が割引になるメニューです。

・深夜電力

電気温水器など夜間に限定して電気を使用される設備をお持ちのお客さまにおすすめのメニューです。

時間帯別電灯〔夜間 10 時間型〕、電化厨房住宅契約および第 2 深夜電力の各選択約款、ならびに各メニューの 5 時間通電機器割引につきましては、料金値上げの実施日に合わせて、新規適用を行わないことといたしました。

なお、既にご加入済みのお客さまについては、経過措置として引き続き適用をさせていただきます。

4．お客さまのご理解をいただくための取り組み

今回の電気料金値上げにあたりましては、料金値上げの必要性や経営合理化の取り組み、お客さまのご負担軽減につながるメニュー等について、お客さまに徹底した情報提供を行うとともに、お客さまの立場に立った分かりやすいご説明を行ってまいります。

また、当社ホームページを活用し、お客さまのご負担を少しでも減らせるよう、具体的な節電・節約手法についても、分かりやすくご紹介をまいります。

(1)お客さまへのご説明の徹底

ご家庭などのお客さまに対する情報提供の取り組み

約 2,800 万口のお客さまに対して、検針時の配布チラシ・検針票裏面などによりお知らせするとともに、当社ホームページを通じて詳細でタイムリーな情報をご提供するなど、様々なご説明ツールを活用した丁寧な情報提供に取り組んでまいります。

各種団体のお客さまへのご説明

昨夏の節電のお願い訪問を通じて関係を築かせていただいた各種団体の皆さまなど約 8,000 箇所（自治体、中小企業を統括する団体、消費者団体等の皆さま）に対して個別にご説明いたします。

なお、お客さまに少しでもお役に立つ情報をご提供したいとの思いから、ご説明資料は、自治体・団体さま向け、ご家庭向けなど、対象層に応じてご用意いたします。

お客さま接点でのご説明

出向作業など、日常業務でお客さまにお会いする機会を捉えてご説明をしてみたいです。

また、お客さまとの電話窓口であるカスタマーセンターの対応要員を強化し、お客さまから頂戴するご意見・ご質問について丁寧にお応えできる体制を整えます。

(2)お客さまへの節電・節約手法のご紹介

お客さまのご負担軽減に少しでもお役に立てるよう、具体的な節電・節約手法のご紹介コンテンツ「節電&節約ナビ」を当社ホームページに新たに掲載いたします。これにより、例えば、機器ごとに様々な節電・節約手法をご紹介することで、お客さまがご自身の生活スタイルにあわせた節電をご検討いただけるようになります。また、節約したい目安の金額から、無理なく続けられる節電・節約手法を分かりやすいパッケージにしてご紹介いたします。その他、家電の買い換え効果についてもご紹介するなど、お客さまの家計のご負担を少しでも減らせるよう、より具体的な節電手法をご紹介してみたいです。

なお、お客さまがご自身の電気料金値上げ額をお知りになりたい場合には、当社ホームページにございます「電気料金シミュレーション」をご案内いたします。

5. 自由化部門のお客さまの値上げ額見直しについて

自由化部門のお客さまにつきましては、すでに、平成24年4月より順次料金値上げを先行してお願いしておりますが、このたびの料金値上げ申請について、経済産業大臣に認可をいただいた場合には、その認可された原価に基づいて、自由化部門の値上げ額の見直しをさせていただきます。

具体的には、平成24年4月からお願いをしている自由化部門料金値上げ額との差異について、見直し後の料金から割り引きをさせていただきます。

参考として主要な料金をご紹介します。

料金には、消費税等相当額が含まれています。また、現行料金には、平成24年1~3月の貿易統計実績に基づく燃料費調整分が含まれています。

(1) 供給約款

・従量電灯

従量電灯A

最低料金は次のとおりです。

最初の 8kWh まで現行 220 円 70 銭が、改定後 226 円 63 銭。

電力量料金は次のとおりです。

8kWh を超える 1kWh につき、現行 18 円 42 銭が、改定後 19 円 16 銭。

従量電灯 B

基本料金は次のとおりです。

1 契約につき、10 A の場合、現行 273 円 00 銭が、改定後 273 円 00 銭（現行から変更ありません）、15 A の場合、現行 409 円 50 銭が、改定後 409 円 50 銭（現行から変更ありません）、20 A の場合、現行 546 円 00 銭が、改定後 546 円 00 銭（現行から変更ありません）、30 A の場合、現行 819 円 00 銭が、改定後 819 円 00 銭（現行から変更ありません）、40 A の場合、現行 1,092 円 00 銭が、改定後 1,092 円 00 銭（現行から変更ありません）、50 A の場合、現行 1,365 円 00 銭が、改定後 1,365 円 00 銭（現行から変更ありません）、60 A の場合、現行 1,638 円 00 銭が、改定後 1,638 円 00 銭（現行から変更ありません）。

電力量料金は次のとおりです。

最初の 120kWh までに適用される第 1 段階料金は 1kWh につき、現行 18 円 42 銭が、改定後 19 円 16 銭、121kWh 以上 300kWh までに適用される第 2 段階料金は 1kWh につき、現行 23 円 41 銭が、改定後 25 円 71 銭、301kWh 以上に適用される第 3 段階料金は 1kWh につき、現行 24 円 68 銭が、改定後 29 円 57 銭。

従量電灯 C

基本料金は次のとおりです。

契約容量 1kVA につき、現行 273 円 00 銭が、改定後 273 円 00 銭（現行から変更ありません）。

電力量料金は次のとおりです。

最初の 120kWh までに適用される第 1 段階料金は 1kWh につき、現行 18 円 42 銭が、改定後 19 円 16 銭、121kWh 以上 300kWh までに適用される第 2 段階料金は 1kWh につき、現行 23 円 41 銭が、改定後 25 円 71 銭、301kWh 以上に適用される第 3 段階料金は 1kWh につき、現行 24 円 68 銭が、改定後 29 円 57 銭。

低圧電力

基本料金は次のとおりです。

契約電力 1kW につき、現行 1,071 円 00 銭が、改定後 1,071 円 00 銭（現行から変更ありません）。

電力量料金は次のとおりです。

夏季は 1kWh につき、現行 13 円 75 銭が、改定後 17 円 10 銭、その他季は 1kWh

につき、現行 12 円 71 銭が、改定後 15 円 55 銭。

(注)「夏季」とは、毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

「その他季」とは、毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(2) 選択約款

選択約款の改定料金は、平成 24 年 5 月 11 日に申請した供給約款の認可後、経済産業大臣に届け出る予定です。

申請した供給約款の料金に変更となる場合は、選択約款の改定料金も変更いたします。

おトクなナイト 8 (時間帯別電灯 [夜間 8 時間型])

基本料金は次のとおりです。

契約容量 6kVA 以下の場合、1 契約につき、現行 1,260 円 00 銭が、改定後 1,260 円 00 銭 (現行から変更ありません) 6kVA をこえる場合、1 契約につき最初の 10kVA まで、現行 2,100 円 00 銭が、改定後 2,100 円 00 銭 (現行から変更ありません) 10kVA をこえる 1kVA につき、現行 273 円 00 銭が、改定後 273 円 00 銭 (現行から変更ありません)。

電力量料金は次のとおりです。

昼間時間は、最初の 90kWh までに適用される第 1 段階料金は 1kWh につき、現行 22 円 42 銭が、改定後 23 円 46 銭、91kWh 以上 230kWh までに適用される第 2 段階料金は 1kWh につき、現行 28 円 62 銭が、改定後 31 円 49 銭、231kWh 以上に適用される第 3 段階料金は 1kWh につき、現行 30 円 19 銭が、改定後 36 円 21 銭。

夜間時間は 1kWh につき、現行 9 円 72 銭が、改定後 12 円 13 銭。

5 時間通電機器割引額は次のとおりです。

総容量 (入力) 1kVA につき、現行 241 円 50 銭割引が、改定後 241 円 50 銭割引 (現行から変更ありません)。

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は次のとおりです。

総容量 (入力) 1kVA につき、現行 136 円 50 銭割引が、改定後 147 円 00 銭割引。

(注)「昼間時間」とは、毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。

「夜間時間」とは、「昼間時間」以外の時間をいいます。

5 時間通電機器割引については、新規加入の停止を予定しております。

なお、既に参加済みのお客さまについては、経過措置として引き続き適用をさせていただきます。

おトクなナイト 10 (時間帯別電灯 [夜間 10 時間型])

基本料金は次のとおりです。

契約容量 6kVA 以下の場合、1 契約につき、現行 1,260 円 00 銭が、改定後 1,260 円 00 銭 (現行から変更ありません) 6kVA をこえる場合、1 契約につき最初の 10kVA まで、現行 2,100 円 00 銭が、改定後 2,100 円 00 銭 (現行から変更ありません) 10kVA をこえる 1kVA につき、現行 273 円 00 銭が、改定後 273 円 00 銭 (現行から変更ありません)。

電力量料金は次のとおりです。

昼間時間は、最初の 80kWh までに適用される第 1 段階料金は 1kWh につき、現行 24 円 42 銭が、改定後 25 円 50 銭、81kWh 以上 200kWh までに適用される第 2 段階料金は 1kWh につき、現行 31 円 29 銭が、改定後 34 円 24 銭、201kWh 以上に適用される第 3 段階料金は現行 33 円 03 銭が、改定後 39 円 38 銭。

夜間時間は 1kWh につき、現行 10 円 03 銭が、改定後 12 円 38 銭。

8 時間通電機器割引額は次のとおりです。

総容量 (入力) 1kVA につき、現行 42 円 00 銭割引が、改定後 42 円 00 銭割引 (現行から変更ありません)。

5 時間通電機器割引額は次のとおりです。

総容量 (入力) 1kVA につき、現行 283 円 50 銭割引が、改定後 283 円 50 銭割引 (現行から変更ありません)。

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は次のとおりです。

総容量 (入力) 1kVA につき、現行 178 円 50 銭割引が、改定後 189 円 00 銭割引。

(注) 「昼間時間」とは、毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

「夜間時間」とは、「昼間時間」以外の時間をいいます。

時間帯別電灯 [夜間 10 時間型] および 5 時間通電機器割引については、新規加入の停止を予定しております。

なお、既に参加済みのお客さまについては、経過措置として引き続き適用をさせていただきます。

電化上手 (季節別時間帯別電灯)

基本料金は次のとおりです。

契約容量 6kVA 以下の場合、1 契約につき、現行 1,260 円 00 銭が、改定後 1,260 円 00 銭 (現行から変更ありません) 6kVA をこえる場合、1 契約につき最初の 10kVA まで、現行 2,100 円 00 銭が、改定後 2,100 円 00 銭 (現行から変更ありません) 10kVA をこえる 1kVA につき、現行 273 円 00 銭が、改定後 273 円 00 銭 (現行から変更ありません)。

電力量料金は次のとおりです。

昼間時間は夏季の1kWhにつき、現行33円92銭が、改定後38円18銭、その他季の1kWhにつき、現行28円83銭が、改定後31円27銭。

朝晩時間は1kWhにつき、現行23円68銭が、改定後25円61銭。

夜間時間は1kWhにつき、現行9円72銭が、改定後12円13銭。

5時間通電機器割引額は次のとおりです。

総容量(入力)1kVAにつき、現行241円50銭割引が、改定後241円50銭割引(現行から変更ありません)。

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は次のとおりです。

総容量(入力)1kVAにつき、現行136円50銭割引が、改定後147円00銭割引
全電化住宅割引額は次のとおりです。

現行「電化上手」の電力量料金(夏季昼間時間を除く)を5%割引が、改定後「電化上手」の電力量料金(夏季昼間時間を除く)を5%割引(現行から割引率は変更ありません)。

(注)「昼間時間」とは、毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。

「朝晩時間」とは、毎日午前7時から午前10時までと午後5時から午後11時までの時間をいいます。

「夜間時間」とは、毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間をいいます。

5時間通電機器割引については、新規加入の停止を予定しております。

なお、既に参加済みのお客さまについては、経過措置として引き続き適用をさせていただきます。

ピークシフトプラン(ピーク抑制型季節別時間帯別電灯)

基本料金は次のとおりです。

契約容量6kVA以下の場合、1契約につき、現行1,260円00銭が、改定後1,260円00銭(現行から変更ありません) 6kVAをこえる場合、1契約につき最初の10kVAまで、現行2,100円00銭が、改定後2,100円00銭(現行から変更ありません) 10kVAをこえる1kVAにつき、現行273円00銭が、改定後273円00銭(現行から変更ありません)。

電力量料金は次のとおりです。

ピーク時間は1kWhにつき、現行45円15銭が、改定後53円29銭。

昼間時間は1kWhにつき、現行27円08銭が、改定後29円66銭。

夜間時間は1kWhにつき、現行9円72銭が、改定後12円13銭。

(注)「ピーク時間」とは、夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。

「昼間時間」とは、ピーク時間を除く毎日午前7時から午後11時までの時間をい

います。

「夜間時間」とは、毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間をいいます。

スマイル・クッキング割引（電化厨房住宅契約）

電化厨房住宅割引額は次のとおりです。

現行従量電灯 B、従量電灯 C、「おトクなナイト 8」または「おトクなナイト 10」のその他季の電力量料金を 3%割引が、改定後従量電灯 B、従量電灯 C、「おトクなナイト 8」または「おトクなナイト 10」のその他季の電力量料金を 3%割引（現行から割引率は変更ありません）。

電化厨房住宅契約については、新規加入の停止を予定しております。

なお、既に参加済みのお客さまについては、経過措置として引き続き適用をさせていただきます。

低圧高負荷契約

基本料金は次のとおりです。

契約電力 1kW につき、現行 1,260 円 00 銭が、改定後 1,260 円 00 銭（現行から変更ありません）。

電力量料金は次のとおりです。

夏季は 1kWh につき、現行 15 円 60 銭が、改定後 18 円 45 銭。

その他季は 1kWh につき、現行 14 円 39 銭が、改定後 16 円 77 銭。

（注）「夏季」とは、毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

「その他季」とは、毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

深夜電力

深夜電力 A

料金は次のとおりです。

1 契約につき、現行 1,182 円 39 銭が、改定後 1,438 円 03 銭。

深夜電力 B

基本料金は次のとおりです。

契約電力 1kW につき、現行 315 円 00 銭が、改定後 315 円 00 銭（現行から変更ありません）。

電力量料金は次のとおりです。

1kWh につき、現行 9 円 72 銭が、改定後 12 円 13 銭。

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の割引率は次のとおりです。

現行 15%割引が、改定後 13%割引。

第 2 深夜電力

基本料金は次のとおりです。

契約電力 1kW につき、現行 210 円 00 銭が、改定後 210 円 00 銭（現行から変更ありません）。

電力量料金は次のとおりです。

1kWh につき、現行 8 円 77 銭が、改定後 11 円 18 銭。

第 2 深夜電力については、新規加入の停止を予定しております。

なお、既に参加済みのお客さまについては、経過措置として引き続き適用をさせていただきます。